

## ○美濃市公共交通活性化協議会設置要綱

平成21年3月23日

訓令甲第10号

### (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するため、美濃市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、美濃市1350番地美濃市役所内に置く。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

### (委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 法第2条第2項に規定する公共交通事業者の代表者又はその指名する者

- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長又はその指名する者
- (7) 岐阜県美濃土木事務所長又はその指名する者
- (8) 岐阜県関警察署長又はその指名する者
- (9) 岐阜県都市建築部公共交通課長又はその指名する者
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が協議会の運営上必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

4 第1項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。この場合において、第2項ただし書の規定により補欠委員を委嘱するときは、当該職を辞した委員の身分又は資格に準ずる者のうちから委員を委嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(監査員)

第6条 監査員は委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監査員は、会計監査の結果を協議会に報告するものとする。

(会議等)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決するものとする。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

5 協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要及び合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、総務部総合政策課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、  
会長が別に定める。

(報酬)

第14条 委員に対し、報酬及び費用弁償を支給することができる。

2 前項に規定する報酬及び費用弁償をするときは、美濃市非常勤の特別職  
職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年美濃市条例第6号）の  
規定を準用する。

(協議会の解散等)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって  
打ち切り、会長がこれを清算する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、  
会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の交通会議は、市長が招集する。

附 則（平成24年5月29日訓令甲第23号）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日訓令甲第30号）

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令甲第10号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令甲第6号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(美濃市地域公共交通会議事務局規程の廃止)

2 美濃市地域公共交通会議事務局規程（平成24年美濃市訓令甲第24号）

は、廃止する。

(美濃市地域公共交通会議財務規程の廃止)

3 美濃市地域公共交通会議財務規程（平成24年美濃市訓令甲第25号）

は、廃止する。